

令和7年第3回定例会(9月)議決結果

第3回定例会が令和7年9月8日から19日まで12日間の会期で開催されました。決算、補正予算など20議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(可決 満場一致)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の多様化に対応するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(可決 満場一致)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる必要があることから、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(可決 満場一致)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の多様化に対応するため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ5,300万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 定額減税補足給付金事業に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、テニスコート改修事業の財源であるスポーツ振興くじ助成金の減額により不足する財源を補うため、過疎対策事業債を増額計上するとともに財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 人事異動等に伴う人件費等を増額計上するとともに、土地開発基金からの一般会計による買戻しに係る費用等を計上しています。

●令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入＝ 一般会計繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 配置異動に伴う職員手当を増額計上しています。

●令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

学校給食調理業務等委託について、今年度中に新たな業者選定を行う必要があり、契約期間である令和8年度から令和11年度の業務委託に関する経費を債務負担行為として追加するものです。

●令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

収益的支出＝ 人事異動に伴い、職員人件費を980万7,000円増額計上するものです。

●令和7年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

収益的支出＝ 職員人件費を35万2,000円増額計上するものです。

資本的支出＝ 家屋事後調査業務委託(大君第2雨水幹線近隣)、雨水管調査業務委託の費用を計上するほか、職員人件費を増額計上しています。

【決算】

●令和6年度芦屋町一般会計決算の認定

●令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定

●令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定

(認定 賛成多数)

●令和6年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定

●令和6年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定

●令和6年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定

●令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

●令和6年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【その他】

●指定管理者の指定

(可決 満場一致)

国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

●令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分

(可決 満場一致)

未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れ、残りを利益積立金に積み立てるため、地方公営企業法第 32 条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成単価が引き上げられたため、芦屋町議会議員及び芦屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第 179 条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

芦屋町長選挙等に係る経費及び令和7年8月の大雨に伴い被災した粟屋排水ポンプ施設の災害復旧に係る事業費等について、令和7年度芦屋町一般会計補正予算(専決第1号)を地方自治法第 179 条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

【報告】

●令和6年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

魚見公園整備工事(その5)の請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

テニスコート改修工事(人工芝)の請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●**地方独立行政法人芦屋中央病院の令和6事業年度における業務実績に関する評価結果**

地方独立行政法人法第 28 条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により議会に報告するものです。